

岩手県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成29年5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
布佐医院	北上市諏訪町二丁目6番18号	平成29年3月31日
むらさきのクリニック	北上市村崎野15地割150番地1	〃
フロンティア薬局北上店	北上市村崎野17地割171番地	〃
幸町診療所	一関市幸町1番25号	平成29年3月27日
田村産婦人科医院	滝沢市鶴飼上高柳62番地	平成29年3月31日